

児玉郡市障害者自立支援協議会相談部会と包括支援センターとの情報交換会

地域包括支援センターから相談部会員への質問事項	回答
1 障害福祉サービスを利用している方で65歳到達時の対応で困難に感じていることはどんなことがありますか？	<p>①利用者さんにとって介護保険と障害福祉サービスはとても似ている制度ですが、違う制度のための混乱があります。例えば介護保険では要介護状態等区分（要支援1・2、要介護1～5）、障害福祉サービスでは障害支援区分（1～6）に区分認定されます。介護保険サービスへ移行したことによりサービス量が不足する場合は、必要に応じて障害福祉サービスで補填して貰えるので市町の障害担当への相談をお勧めします。</p> <p>②言葉も似ていますがサービス内容が大きく異なる場合もあり混乱の要因です。</p> <p>例 居宅介護支援事業と居宅介護（障害のヘルパー）、短期入所生活介護と生活介護（障害のデイサービス）など。</p> <p>③平成30年4月からは高齢障害者の利用者負担軽減制度ができたが、利用者負担額の違いも分かりづらい様子です。</p> <p>④障害年金と老齢年金との関係や切り替わりも分かりづらい様子です。（特に老齢厚生年金が支給される方）</p>
2 担当しているケースで介護保険サービスと障害福祉サービスを併用している方はいますか？併用ケースの対応で苦慮していることはありますか？	<p>サービス併用の方の数は少ないです。併用と限らず、同世帯に介護保険利用者と障害福祉サービス利用者がいる場合は特に混乱をきたしやすい状況です。苦慮している点は、No. 1の回答に加えて、介護保険のケアマネジャーが要介護1～6の方に対して毎月のモニタリング（毎月訪問）、要支援1・2に対しては原則3か月に一度モニタリングしますが、障害福祉サービスの場合、毎月のモニタリングはなく、サービスによっては原則半年に1度のモニタリング（訪問）に限られてしまうため、利用者さんから、介護保険のケアマネはよく来てくれるけど、障害の相談支援専門員は全然来てくれないと言われてしまうことがあります。</p>
3 65歳になる時に、障害から介護へのサービス調整と連携について、行っていますか？	<p>相談支援専門員も最近では以前に比べるとだいぶ65歳という年齢に敏感になってきたと感じます。65歳になる半年から1年ぐらい前には、利用者さんに説明したり、地域包括支援センターに相談したりを始めています。</p>
4 障害のある子を持つ親が、将来を見据えた支援はどのように行っていますか？（親が亡くなった後等）	<p>事例の状況に応じてグループホームの利用を早めに検討するなど、将来を見据えた計画・支援を相談事業所が提案している現状ですが、今後必要性が高まると予測するため、対策が必要であると感じています。</p> <p>例えば、児童のうちから、保育園、学校、児童通所事業所、学童等が情報を共有して、保護者にも理解を促していくことで、成人になってから、焦ることなくスムーズにサービスの利用が出来るような仕組み作りができればと考えています。</p>
5 障害福祉課と基幹相談支援センターへの相談/対応内容にどのような違いがあるか。	<p>基幹相談支援センターは令和6年1月設置予定です。</p>
6 障害者相談窓口の相談業務で対象者の年齢制限等はあるか。（例：2号被保険者で、介護保険適用の特定疾病があるが、障害者手帳を取得している場合、障害/介護でどのように切り替わるか等）	<p>介護保険と障害福祉のサービスの調整と適用については、原則として国の通知に準じた取り扱いとなります。障害福祉手帳を取得しているも、65歳到達または40歳以上の介護保険適用となる特定疾病該当者の場合は、介護保険制度が優先となります。但し、介護保険制度にない障害固有の補装具等の制度活用や、就労系のサービス利用等は可能です。また、介護保険適用除外施設入所者は年齢の規定はありません。</p>
7 障害者就労支援センターとの連携について。（例：障害者手帳及び障害があり就労希望がある場合、ハローワーク/さわやか/障害者就労支援センター/ワーカーズコープ等がこの窓口が妥当か、入口の相談先としてどこが良いか等）	<p>障害者本人の状況や置かれた環境、復職か新規就労か等により異なります。ご本人が就労を希望されている場合はハローワークまたは、就労支援センターにご相談ください。障害福祉サービス利用が見込まれる場合や、どの窓口で相談したら良いか迷う場合などは障害者生活支援センター（さわやか・みさと）または市町の障害福祉担当にご相談ください。</p>
8 基幹相談支援センターはどこに設置されているのか。	<p>基幹相談支援センターは令和6年1月設置予定のため設置場所は未定です。</p>
9 市内にあるグループホームは何か所あるか。また入所され利用できる方の要件は何か。	<p>令和4年11月現在、児玉郡市内のグループホームは38か所（本庄15、上里11、美里7、神川5）。</p>
10 障害者制度の利用がある方が、65歳になるときに介護保険の制度の利用に移行するときのスムーズな引継ぎについて。（どのように動いているのか。）	<p>65歳到達の3か月前から要介護区分認定申請が可能のため、本人・家族の心身の状況に合わせて半年から1年ぐらい前から移行に向けた説明や移行後の支援者との顔合わせを行うなどスムーズな移行へむけて取り組むことを心がけています。</p>

	地域包括支援センターから相談部会員への質問事項	回答
11	65歳を超えても、障害のサービスを継続して利用している方もいるのかどうか。また、移行するタイミングは個々のケースによるのか。	<p>①介護保険制度にない障害固有の制度利用の必要がある人</p> <p>②介護サービス量が不足する場合（要介護認定区分変更やサービス等の調整をしてもサービス量が不足する場合）障害支援区分認定審査会の個別審査においてサービス利用が適正と認められた場合）</p> <p>③要介護認定にて非該当となった人など</p> <p>※移行のタイミングは原則介護保険利用可能になったら（65歳到達もしくは2号被保険者となったとき）</p>
12	障害福祉サービスの利用、障害者手帳の取得、障害年金などのことで相談があった場合に相談者に直接障害者相談支援事業所をお伝えしてよいのでしょうか？	障害者手帳の取得や一般的なことは市町の障害福祉担当へお問い合わせください。サービス利用に関わることや、調整事項が複数ある場合は障害者生活支援センター（委託相談事業所）への相談をお願いします。障害年金受給に関する内容については、熊谷年金事務所や市町の年金担当をご案内しています。
13	障害者相談支援事業所では、全ての障害に対する相談を受け付けていただけるのですか？担当地区や障害の種類によって窓口が違うなどありますか？	地域の区分けはありません。生活支援センター（委託相談事業所）は、身体、知的、精神の障害種別設置していますが、専門分野でない相談が入った場合は必要性に応じて担当の窓口へ繋ぎます。この場合、サービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業所をご案内する場合があります。
14	障害者手帳をお持ちの方で介護サービス以外の障害福祉サービスが必要となった場合、本来なら障害者相談支援事業所へ先に相談するべきなのですか？	介護サービスを利用者の場合、障害福祉サービスの適用の調整が必要になります。利用できるサービスが限られているため、まずは市町の障害福祉担当へご相談ください。相談事業所へご相談いただいた場合は事業所経由で市町の障害福祉へ連絡が入る現状です。
15	障害福祉サービスの調整を行っているのは、障害者相談支援事業所のみ？障害福祉課でもサービス調整をしている？	障害福祉サービスは、市町村でサービス種別毎に支給量を決定しています。サービス提供事業所との調整等についてはサービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業所が行っています。
16	地域のケアマネさんと情報交換などの機会を作ったら参加していただけますか？障害福祉、高齢福祉で共同で作品展など一緒になにかできたりしますか？	地域共生社会の実現に向けて、可能な範囲で協力し合えると嬉しいです。本庄市では、今年度は社会福祉協議会が開催する障害者作品展とふれ愛まつりを合同開催しました。このような意見をいただいたことを社会福祉協議会へ伝えます。また、本庄市では、介護保険課で開催した認知症周知啓発イベントに障害福祉課としてパネル展示への参加、児玉圏域の高齢者・児童・障害部門の交流事業で行った千羽鶴の制作に障害分野の社会福祉法人2法人と障害福祉課で参加いたしました。今後も可能な範囲で共同で地域活動を行えたら有難いです。美里町、神川町、上里町も可能な範囲で高齢者部門等と連携しています。地域共生社会の実現に向けて可能な範囲で連携・協力し合えていけたらと思います。